

# 農業、漁業、商業などの 事業所得のある方へ

消費税の改正について

すでに広報「へき」10月号でお知らせしていますが、消費税法の一部が改正されました。

○事業者免税点制度の上限が三千万円から一千万円に引き下げられます。

○簡易課税制度の適用上限が二億円から五千万円に引き下げられます。

この改正に伴い、特に次の点に留意してください。

○平成15年分の課税売上高（農業・漁業等の収入金額等）が一千万円を超えると、平成17年分は消費税の課税事業者となり、申告と納税が必要となります。

なお、新たに課税事業者となった場合には、「消費税課税事業者届出書」を提出していただく必要があります。

詳しくは、長門税務署にお問い合わせください。

長門税務署

☎22-2441(代)



## 平成16年度 申告相談受付日程表

※なるべく、自治会指定日においでください。

※指定日においでいただけない方は、他の自治会指定日の午後3時30分からをご利用ください。

※3月7日(日)は勤務の都合等で平日においでいただけない方のみを対象とします。

※税務署窓口での相談及び申告書の受付は、2月16日から3月15日までです。

税務署の閉庁日（土曜・日曜・祝日等）は、相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は税務署の時間外収受箱に投函するか郵送などにより提出することができます。

月 日	曜	会 場	午前9時～12時	午後1時～4時
2月16日	月	役場2階会議室	狩宿	西坂本・北山・雨乞
2月17日	火	役場2階会議室	堀田・畑	古市下・向田
2月18日	水	役場2階会議室	真口・炭床	国広・新市・農士園
2月19日	木	役場2階会議室	小野地・亀山団地	野田北・野田南
2月20日	金	役場2階会議室	中村1～4班	中村5～7班
2月23日	月	役場2階会議室	新町	上城
2月24日	火	役場2階会議室	亀山	古市上・一円
2月25日	水	役場2階会議室	大内山上	川原・原小路
2月26日	木	役場2階会議室	黄波戸口	大内山下
2月27日	金	役場2階会議室	長行1～3班	長行4～5班
3月2日	火	役場2階会議室	東坂本	会場移動のため受付はできません。
3月3日	水	漁村センター	黄波戸5～12班	長崎
3月4日	木	漁村センター	黄波戸13～22班	矢ヶ浦・茅刈
3月5日	金	漁村センター	黄波戸1～4班	神田校区予備日
3月7日	日	役場2階会議室	勤務の都合等で平日においでいただけない方のみ	

申告書は自分で書いてお早めに